

物 品 等 賃 貸 借 契 約 書 (案)

富山県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間において、次の条項により、物品等賃貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、発注者に対し、別表の1の物品等（以下「借入物品等」という。）を、別表の3の期間（以下「借入期間」という。）、別表の4の賃借料（以下「賃借料」という。）をもって貸し付け、発注者は、これを借り受ける。

2 借入物品等の数量、仕様等は、別紙仕様書によるものとし、明示していないもの又は疑義を生じたものについては、発注者の指示に従うものとする。

（納入期限）

第2条 受注者は、借入物品等を、別表の6の期限（以下「納入期限」という。）までに、別表の5の場所（以下「納入場所」という。）に納入しなければならない。

（納入期限の延長）

第3条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により、納入期限内に借入物品等を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。

2 前項の願い出は、納入期限内にしなければならない。

3 発注者は、第1項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し、第11条の遅滞料を免除することができる。

（検査）

第4条 借入物品等は、すべて発注者の行う検査に合格したものに限る。

2 前項の検査は、受注者が借入物品等を搬入した日から10日以内に行わなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。受注者は、もし立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

（不合格品の処置）

第5条 検査の結果、不合格と決定した借入物品等は、受注者は、遅滞なくこれを引き取り、速やかに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合において、1回に限り、発注者は、相当日数を指定して手直しの期間を認めることができる。受注者はこの手直しが終了したときは、更に届け出て発注者の検査を受けなければならない。

3 発注者は、第1項の不合格と決定した借入物品等であっても、その不良の程度が軽微で使用上支障がないと認めるときは、賃借料を相当額減額してこれを採用することができる。

（かし担保）

第6条 受注者は、別紙仕様書に定めるところにより、借入物品等の隠れた瑕疵について無償でこれを補修し、又はこれを良品と取り替える責任を負うものとする。

- 2 受注者が瑕疵の補修又は取替えに応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、このために受注者に損害を生ぜしめることがあっても、発注者は、賠償の責任を負わないものとする。

(管理)

第7条 発注者は、善良な管理者の注意をもって借入物品等を管理しなければならない。

(公租公課)

第8条 借入物品等に係る公租公課その他一切の経費は、受注者が負担するものとする。

(所有権の表示)

第9条 受注者は、借入物品等について、その所有権を示す標示等を行うことができる。

(賃借料の支払)

第10条 発注者は、受注者に対し、毎月1回、前月の借入物品等の借用に係る賃借料を支払うものとする。

- 2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までを1月として計算するものとし、使用の期間が1月に満たない場合は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

- 3 受注者は、前月の借入物品等の借用に係る賃借料を毎翌月の末日までに書面により請求するものとし、発注者は、受注者の正当な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

- 4 発注者は、前項の期限までに賃借料を支払わないときは、期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払をすべき賃借料について年9.75パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を、受注者に支払わなければならない。

(遅滞料)

第11条 受注者は、期限内に借入物品等の納入を終了しないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、未済部分に相当する金額について年9.75パーセントの割合で計算した遅滞料を、発注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、第5条第2項に規定する手直しが、同項の規定により発注者が指定した期間後にわたるときは、前項の規定により遅滞料を支払わなければならない。

- 3 前2項の遅滞料を徴収するときの日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

(契約の変更)

第12条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し又は納入の中止をなすことができる。

- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、賃借料又は納入期限を変更するものとする。

(発注者の解除権)

第13条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

- (2) 受注者からこの契約の解除の申入れのあるとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 発注者が行う借入物品等の検査に際し、受注者又はその代理人等が、係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

- 2 発注者は、前項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

第14条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（苦情の申立てに係る契約停止）

第15条 特例政令の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認める

ときは、発注者は、この契約の一部又は全部を停止することができる。

(違約金及び損害賠償)

第16条 受注者は、第13条第1項又は第14条の規定によりこの契約が解除されたときは、発注者に、借入期間の借入物品等の賃借料に相当する額（以下「契約金額」という。）の10分の1に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

3 第13条第2項の規定による契約の一部又は全部の解除により、受注者に損害が生じた場合において、発注者が必要と認めるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

第17条 受注者は、この契約に関して第14条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第14条第1号又は第2号に該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第14条第3号に該当し、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、借入期間終了後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(物価の変動)

第18条 契約締結後において物価の変動があつて、賃借料が著しく不当となった場合は、その事情に応じて、発注者及び受注者が協議のうえ、賃借料を変更することができる。

(権利義務の譲渡)

第19条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(原状復帰)

第20条 受注者は、借入期間が満了したとき又は第13条若しくは第14条の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者の負担において遅滞なく借入物品等を回収するものとする。

(契約保証金)

第21条 受注者が契約保証金を納付した場合において、発注者は、受注者がこの契約に定める義務をすべて履行したときは、受注者の請求により、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

2 受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(協議)

第22条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 新 田 八 朗

受注者

別 表

1 借 入 物 品 名 (形式、規格)	富山県立図書館情報プラザシステム (ハードウェア等) 一式
2 借入物品等の数量	別紙 仕様書のとおり
3 借 入 期 間	令和8年3月2日から令和13年3月1日まで
4 賃 借 料	月 額 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 金 円)
5 納 入 場 所	別紙 仕様書のとおり
6 納 入 期 限	令和8年1月30日
7 契 約 保 証 金	免除